

資料 2

野洲市の人権施策に係る成果について

○新型コロナウィルスに対する対応について

令和元年（平成 31 年）から始まった新型コロナウィルス感染症は令和 4 年度まで影響を及ぼすこととなり、最初の 2 年間はやむを得ず人権施策実施計画の各種実施事業を中止にすることが多かった。令和 3 年度事業実績全般から今後も新たなウィルス〔変異種〕の脅威によって事業実施か中止の判断が迫られることが想定されるため、早い段階での決断を行うと同時に全く中止するのではなく、規模を縮小したり、時期や形を変えて実施していくなどの工夫と柔軟性を必要とする事を確認事項とした。

令和 3 年度事業実績の課題については、令和 4 年度実施事業において反映しコロナ禍による中でもほとんどの事業について工夫し実施することができた。

○野洲市・学区人権啓発推進協議会について

市民と行政が一体となって、人権問題に取り組んでいく野洲市人権啓発推進協議会の取組みは、近隣市と比較しても活発に行われ、さらに学区にも広がりをみせ人権啓発推進協議会の組織が学区単位で発足されている。市の人推協の委員は各学区人推協の代表者や地域団体、関係行政機関の代表者から選出されているため、団体と団体を繋ぐバランスの取れた組織構成となり、市人協の取組内容は各学区人推協や地域団体の賛同や協力を得やすい体制となり、市や市人協主催の事業に際し動員依頼を行えば確実に人を集めることができた。

○福祉事業の充実化について

子どもや女性、高齢者を対象とした福祉の向上や安全を守るための事業については社会問題の背景を受け、より専門的に細分化され、これらに対応する関係課が新設され、多様で実質的な事業が行われている。

発達障がいに対する取組みにおいては発達支援センターをはじめ保幼子ども園から小中学校に至るまで隙間のない連携と丁寧な対応が行われ、子どものために引っ越してこられる方もおられるほどである。

また、現発達支援センターについては、経年劣化による老朽化から新たに発達支援センターが建替えられ、最新・大型化が図られ安全性や利用者のプライバシーにも配慮された施設となった。

○インターネットによる人権侵犯に対する対応について

インターネットによる人権侵犯が昨年（2022年）に発生し事象は市内にとどまらず全国的に起こった人権侵犯事象であり、滋賀県からの早い段階での情報提供と他市との連携協力により、初めてのことながら早期に対策を講じることができた。

また、一方では地域の保護者役員会で YouTube に対する違反報告や地域の小中学校教職員、市内校園所職員（校長会、教頭会、人権同和主任会）への周知徹底、地元子ども会、少年団での解放学習の取組みについての確認が行われた。

野洲市人権施策に対する課題について

○人権啓発推進協議会等の後継者不足・高齢化について

野洲市人権啓発推進協議会および各学区人権啓発推進協議会の設立や活動については成果としてあげられる一方で、市・学区をはじめ各地域の共通課題として後継者不足や高齢化があげられる。

この状況については、以前から継続しており大会や講演会等の参加者についても固定化が進み、役職等に関係のない新規参加者が少ないとから、これら（新規参加者）の方々を対象に参加しやすい事業方式を検討し、裾野を広げていくことにより地域から市人推協までの後継者が育ちやすい土台づくりが今後の課題としてあげられる。

○外国人に対する配慮について

具体的には、啓発冊子「すてきなまちに」や「かがやき」をはじめ「パネル作成」、「じんけんYASU」に展示された子どもの作品を見に来た保護者が外国人などの場合絵以外の情報を得ることは困難である。

また、市独自で発行しているリーフレット等について外国語訳のものがほとんどないのが現状であり、今後の検討課題としてあげられる。

※学校現場においては外国籍の保護者に向けたお知らせ等については指導員の方に訳してもらうなど個別対応が行われている。

※外国語による相談業務が必要な際はタブレット端末を介した多言語対応可能なテレビ電話通訳が利用されている。

○インターネットと人権について

インターネットはたった一度掲載されるだけで何千何万人に対し発信することが可能となり、その内容が部落差別を初めとする人権侵害に関わる内容であった場合、一瞬にして誤った認識と誤解を広げることとなる。

また、一度掲載されると削除されない限り時間の経過と共により多くの人の目にさらされ、強いては差別の助長拡散に繋がる深刻な事態となる。

このため、早急な対応が差別の助長拡散を食い止められるか否かの分かれ道となるため、今後も野洲市の重点課題としてあげられる。